

紫波町立地適正化計画（案）に係る意見公募結果

1 意見公募の実施状況

- (1) 実施期間 令和6年 12月 17日（火）～令和7年1月 14日（火）
- (2) 周知方法 町ホームページ、町広報、町 LINE 配信
- (3) 閲覧場所 町ホームページ、各地区公民館、町図書館、都市計画課
- (4) 意見提出 1名から 2件の意見等をいただきました

2 意見等及び町の考え方

| 関連箇所 | 意見の要旨 | 町の考え方 |
|------|---|--|
| | <p>コンパクトシティを目指すということで、町の中心部の宅地開発が盛んに行われていますが、開発が過剰のように感じます。一度潰された田畑や森林、野原は元に戻すのは困難です。空き家が増えて人口は減っているのに、狭い土地に多くの宅地が建てられ、田畑が潰されて町中心部の景観が変わっていくことに違和感を感じます。</p> <p>一方で町の中心部以外では過疎化が進んでいます。</p> <p>よって、コンパクトシティとはいえ、中心部の過剰な開発を避け、新規に宅地を建てる場合空き家を解体したところに建設するなど空き家を減らし、農地や森林は保全するなど、開発と保全のバランスをとっていくべきと思います。</p> | <p>立地適正化計画は、さらに人口が減少して低密度化した場合でも、医療、福祉、子育て支援、商業等の生活利便施設が立地し続け、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれら施設にアクセスしてサービスを享受できるよう、コンパクトなまちづくりを進めるためのものです。</p> <p>具体的には、駅やバス停からの徒歩圏域等、一定要件を満たすエリア内に居住や生活利便施設が立地するよう緩やかに誘導するものであり、新たな宅地化を推進するためのものではありません。</p> <p>また、ご意見のように空き家を減らす視点はコンパクトなまちづくりを進める上でとても重要と考えており、関連計画である第2期紫波町空家等対策計画により空家等の利活用を図ってまいります。</p> <p>農地や森林の保全や開発とのバランスにつきましては、関連計画である紫波町都市計画マスタープランに基づき、適切な土地利用を図ってまいります。</p> |
| | <p>しわまる号は便利な制度ではありませんが、一部のタクシー会社が独占的に</p> | <p>しわまる号については、関連計画である紫波町地域公共交通計画のプロジ</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>っている事業ですと、他のタクシー会社の利益を損なうため、その点は問題のように思います。</p> | <p>エクトとして安定的なサービス確保と利用促進を図っており、町民代表、交通事業者、国・県の機関等で構成される紫波町地域公共交通会議で関係者間の連絡調整や協議を行いながら実施されております。</p> |
|--|--|---|